



平成 21 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 第一実業株式会社
代表者名 取締役社長 矢野邦宏
(コード番号 8059)
問合せ先 IR・広報室長 池田俊郎
(TEL 03-5214-8613)

ストックオプションとして発行する新株予約権の内容に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに平成 21 年 6 月 25 日開催の当社第 86 期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の総数

1,829 個

2. 新株予約権割当の対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

当社取締役 14 名 420 個

当社従業員 308 名 1,409 個

なお、割当の対象者から新株予約権の引受けの申込みがあることを条件とし、申込みの数が割当数に満たない場合には申込みの数を割当てるものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成 21 年 9 月 1 日

4. 新株予約権についての金銭の払込み

金銭の払込みを要しない。

5. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1,000 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は 1,829,000 株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

7. 新株予約権の権利行使期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

8. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③新株予約権の相続はこれを認めない。

④その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得事由および取得条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、無償で新株予約権を取得することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【御参考】

定時株主総会付議のための取締役会決議日：平成21年5月14日

定時株主総会の決議日：平成21年6月25日

以 上